

山形空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定書

山形県知事板垣清一郎（以下「甲」という。）と東根市長留場俊光（以下「乙」という。）は、山形空港（以下「空港」という。）及びその周辺（山形空港用地に隣接する地域をいう。以下同じ。）における消防救難活動について次のように協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機もしくはその他の火災、又はそれ等の発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消防救難活動を実施し、災害の防止、又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（出動要請）

第2条 甲は、空港及びその周辺において緊急事態が発生したと認めたときは山形空港管理事務所長（以下「所長」という。）を通じて乙に対して、その消防隊及び救急隊（以下「消防隊等」という。）の出動を要請するものとする。

（出動）

第3条 乙は前条による出動要請がなされたとき、又は要請がなされなくとも出動する必要があると認めたときは、すみやかに消防隊等を緊急事態の発生場所に出動させるものとする。

（消防救難活動の指揮）

第4条 空港及びその周辺における緊急事態の消防救難活動の指揮は、乙の消防隊等の長がこれにあたる。ただし空港用地内における緊急事態の発生については、乙の消防隊が現場に到着するまでの間、空港所長がその指揮にあたるものとする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、両者協議して、緊急事態における消防救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、空港及びその周辺における消防救難活動に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（効力の発生及び旧協定の廃止）

第7条 この協定は昭和55年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している「山形空港における消防救難活動に関する協定書（昭和46年4月1日）」による協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和55年4月1日

甲 山形県知事 板垣清一郎 印

乙 東根市長 留場俊光 印